

小山市教育委員会後援名義等の使用承認に関する規程

昭和50年6月12日

教委規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、小山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が教育委員会以外のものを行う教育関係事業について、後援、共催及び推せん名義(以下「後援名義等」という。)の使用を承認することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (2) 共催 企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (3) 推せん 教育的又は文化的に価値があるものについて広くすすめることをいう。

(申請の手続)

第3条 後援名義等の使用承認を申請しようとする者は、後援(共催・推せん)承認申請書(様式第1号)を事業の開催前14日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、速やかに承認の可否を決定し、その結果を後援(共催・推せん)承認許可書(様式第2号)又は後援(共催・推せん)不許可書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(承認の基準)

第4条 教育委員会は、次の各号に該当する場合は、後援名義等の使用を承認することができる。

(1) 事業内容の承認基準

ア 教育・学術・文化及び体育の向上普及に寄与するもので公益性のあるもの。
ただし、営利的又は特定の政治的、宗教的な目的を有するものは除く。

イ 教育委員会の教育行政の運営に関する一般方針に反しないものであること。

ウ 事業規模が原則として広域的であること。

(2) 前号以外の承認基準

- ア 主催者の存在が明確であり、事業遂行能力が十分であると判断されるもの
- イ 講習会、研究会その他の集会にあっては、その講師が事業目的に適任者であるもの
- ウ 開催、開設の場所は、公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び措置が講じられているもの

(承認の条件)

第5条 教育委員会は、後援名義等の使用を承認する場合は、次の各号にわたる条件を付することができる。

- (1) 使用承認期間は、承認した日から当該事業終了までとし、6月を限度とすること。ただし、引続き申請のある場合又は事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 承認後において事業計画に変更があった場合は、主催者をして直ちに届けさせること。
- (3) 必要があると認めるときは、後援名義等の使用者に対し後援(共催・推せん)事業実施報告書(様式第4号)の提出を求めること。

(承認の取り消し)

第6条 教育委員会は、後援名義等の使用の承認後、事業内容等において第4条の規定に反する事項が判明した場合は、承認を取り消すことができる。

附 則

この規程は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則(昭和60年12月5日教委規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年5月23日教委規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。